（令和８年分用）「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

（はじめにお読みください。）

１　このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。

２　「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

３　このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

４　「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等（特例適用者）

住　　所

氏　　名

電　　話　　（　　）

被相続人氏名：

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
被相続人	⑴　この特例の適用に係る相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者に該当しますか。	はい		－
	申告期限まで　○　その事業について、相続開始日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書（租税特別措置法第25条の２第３項の規定の適用に係るものに限ります。以下同じです。）により提出していますか。	はい	いいえ	○　確定申告書、青色申告決算書など
	⑵　⑴の場合以外の場合ですか。	はい		－
	相続開始の直前　①　特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の直前又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の直前において、その者と生計を一にする親族ですか。	はい	いいえ	－
	相続開始の時　②　①の相続開始の時又は贈与の時後に開始した相続に係る被相続人ですか。	はい	いいえ	○　戸籍の謄本又は抄本など
後継者（相続人等）	相続開始の直前　○　その特定事業用資産に係る事業に従事していましたか（被相続人が60歳未満で死亡した場合には、「はい」に○をしてください。）。（注1）	はい	いいえ	－
	相続開始の直前　（業務の具体的内容等）			
	相続開始の時　①　特定事業用資産の取得が、平成31年１月１日から令和10年12月31日までの間の相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得で、次のいずれかの取得ですか。 イ　最初のこの特例の適用に係る相続等による取得 ロ　イの取得の日から１年を経過する日までの相続等による取得（注2）	はい	いいえ	○　戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の時　②　被相続人から特定事業用資産の全てを取得していますか。	はい	いいえ	○　青色申告決算書、相続税の申告書第８の６表の付表１など
	相続開始の時　③　その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。（注3）	はい	いいえ	○　認定書の写しなど
	相続開始の時から申告期限まで　○　特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、青色申告決算書など

※　２面に続きます。

（１面からの続きです。）

項目			確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
後継者（相続人等）	申告期限まで		①　都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。（注4）	はい	いいえ	○　認定書の写し
			②　中小企業者ですか。	はい	いいえ	○　認定書の写し
			③　その事業について開業の届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○　開業の届出書
			④　その事業について青色申告の承認を受けている又は承認を受ける見込みですか。（注5）	はい	いいえ	○　青色申告承認申請書
			⑤　被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の４第３項第１号に規定する特定事業用宅地等について同条第１項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○　相続税の申告書第11・11の２表の付表１など
			⑥　円滑化省令第17条第１項の確認（同項第３号に係るものに限り、円滑化省令第18条第７項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けていますか。（注4）	はい	いいえ	○　確認書の写し
特定事業用資産	相続開始の直前	共通	①　次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ　被相続人が１面の⑴に該当する場合 その被相続人の相続開始の日 ロ　被相続人が１面の⑵に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の日又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日	はい	いいえ	○　青色申告決算書
			②　特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。	はい	いいえ	○　青色申告決算書
		宅地等	①　土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。（注6）	はい	いいえ	○　青色申告決算書、登記事項証明書など
			②　被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。（注7）	はい	いいえ	○　青色申告決算書、登記事項証明書など
		建物	○　被相続人の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。（注7）	はい	いいえ	○　青色申告決算書、登記事項証明書など
		減価償却資産	○　固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の６の８第２項第１号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。（注8）	はい	いいえ	○　固定資産税の通知書の写しなど

（注）１　「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。

２　「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得の日となります。

３　「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の６の10第２項第４号において準用する同法第70条の６の８第２項第４号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同法第70条の６の10第２項第５号において準用する同法第70条の６の８第２項第５号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。

４　「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

５　所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。

６　「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の８の９第２項において準用する同令第23条の８の８第１項に規定する建物又は構築物をいいます。

７　被相続人が１面の⑵の場合は、特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者をいいます。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。

８　特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）が該当します。

（令和８年分用）「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。

2　このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

3　「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等（特例適用者）

住　所

氏　名

電　話　（　　）

被相続人氏名：

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

	提出書類	ﾁｪｯｸ欄
1	**遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）**	□
2	円滑化省令第７条第14項の都道府県知事の**認定書**（円滑化省令第６条第16項第８号又は第10号の事由に係るものに限ります。）**の写し**及び円滑化省令第７条第11項（同条第13項において準用する場合を含みます。）の**申請書の写し**	□
3	円滑化省令第17条第５項の都道府県知事の**確認書の写し**及び同条第４項の**申請書の写し**	□
4	減価償却資産である特定事業用資産の次の区分に応じそれぞれ次に定める書類 ⑴　地方税法第341条第４号に規定する償却資産（租税特別措置法第70条の６の10第２項第１号ハ）（機械装置など） 　その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る**通知書の写し**その他の書類（同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限ります。） イ　当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ　当該資産の所在、種類、数量及び価格	□
	⑵　自動車等（租税特別措置法第70条の６の10第２項第１号ハ、租税特別措置法施行規則第23条の８の８第２項第２号及び第３号） 　道路運送車両法第58条第１項の規定により交付を受けた**自動車検査証**（相続の開始の日において効力を有するものに限ります。）**の写し**又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の**証明書の写し**その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の８の８第２項第２号若しくは第３号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	□
	⑶　所得税法施行令第６条第９号ロ及びハに掲げる果樹等（租税特別措置法施行規則第23条の８の８第２項第１号） 　当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類	□
5	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の６の10第２項第２号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	□
6	**担保提供書及び担保提供関係書類** ※　担保提供関係書類の主なもの（担保がこの特例の適用を受ける宅地等の場合） ・登記事項証明書（不動産の所在地番等又は不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書などその宅地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）	□